



平成20年 2月 7日

各 位

東京都港区芝大門一丁目13番9号
昭和電工株式会社
代表者 取締役社長 高橋 恭平
(コード番号 4004 東証第一部)
問合せ先：
執行役員 総務室長 村田安通
T E L 03-5470-3335

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年2月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年3月28日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主の権利行使の方法に関する事項を株式取扱規則で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、平成20年2月7日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株券等の大規模買付行為等に関する具体的な対応方針（以下、「本対応方針」といいます）を導入することを決定いたしました。

本対応方針の導入につき、株主の皆様の意思を反映するため、当社の株主総会において本対応方針の導入、変更または廃止をその決議により決定することができる旨の規定を新設するものであります。

また、本対応方針に基づいて行われる新株予約権の無償割当て等につき、取締役会が決定することができる新株予約権の内容を定める規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年 3月 28日
定款変更の効力発生日	平成20年 3月 28日

以 上

定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>第 5 条</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>第11条</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第18条</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 条</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>第11条</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料<u>ならびに株主の権利行使の方法</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第18条</p> <p>(大規模買付行為に関する対応方針)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会決議により、当会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「対応方針」という。)の導入、変更または廃止を決定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 (条文省略) 第42条</p>	<p>② <u>当会社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第17条第1項に定める決議によるものとする。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、前項所定の対応方針に基づき、以下の事項その他取締役会が適切であると考える条件を付した、新株予約権の無償割当てまたは株主割当てを行うことができる。</u></p> <p>1. <u>対応方針において定める者（以下「買収者等」という。）による権利行使は認められない旨の行使条件</u></p> <p>2. <u>当社が当該新株予約権の一部を取得する場合に、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項</u></p> <p>3. <u>新株予約権者が買収者等に該当するか否かにより異なる対価で当社が当該新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項</u></p> <p>第20条 (現行どおり) 第43条</p>

以 上